議案第32号

専決処分した事件の承認について

営業禁止仮処分命令申立事件の和解について、地方自治法第179 条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項 の規定により報告し、承認を求める。

平成31年2月25日提出

亀山市長 櫻井 義 之

別 紙

専決処分書

専決第3号

専決処分書

営業禁止仮処分命令申立事件の和解について、地方自治法第179 条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年2月12日専決

亀山市長 櫻井 義 之

亀山市は、津地方裁判所平成30年(ヨ)第41号営業禁止仮処 分命令申立事件について、次のとおり和解する。

1 和解する相手方の住所及び氏名



- 2 和解の条件
- (1)相手方は市に対し、別紙物件目録2記載の建物におけるゴルフ練習場の営業を平成31年3月末日限り、停止する。
- (2)相手方は市に対し、相手方及び別紙物件目録2記載の建物の利用者をして、別紙物件目録記載の建物から、別紙図面の赤色着色部分の道路にゴルフボールを飛来させない。
- (3)相手方が前2項の規定に違反したときは、相手方は市に対し連帯して金3,000万円及びこれに対する違反の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払う。
- (4)相手方は市に対し、第1項及び第2項の規定に違反したとき

は、相手方のゴルフ練習場の営業を停止させるために、市が別 紙物件目録2記載の建物に立入り、入口の施錠、停止中である 旨を掲示する等その他相当な手段を執ることを承認し、これら につき、相手方は市に対し、一切の異議その他名義の如何を問 わず一切の請求をしないことを約束する。

- (5)市と相手方は本和解条項の定めるほか、本件に関し、市と相手方との間に何らの債権債務関係の存在しないことを相互に確認する。
- (6) 申立費用及び和解費用は各自の負担とする。

物件目録

1 所 在 三重県亀山市布気町字道野

地 番 606番4

地 目 山林

地 積 5603㎡

2 所 在 三重県亀山市布気町字道野606番地4

家屋番号 606番4

種 類 練習場

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積 1階 537.92㎡

2階 437.70㎡